三条市農業委員会だより

向日葵

ひ　ま　わ　り

第19号
平成27年3月12日発行
発行所
三条市農業委員会

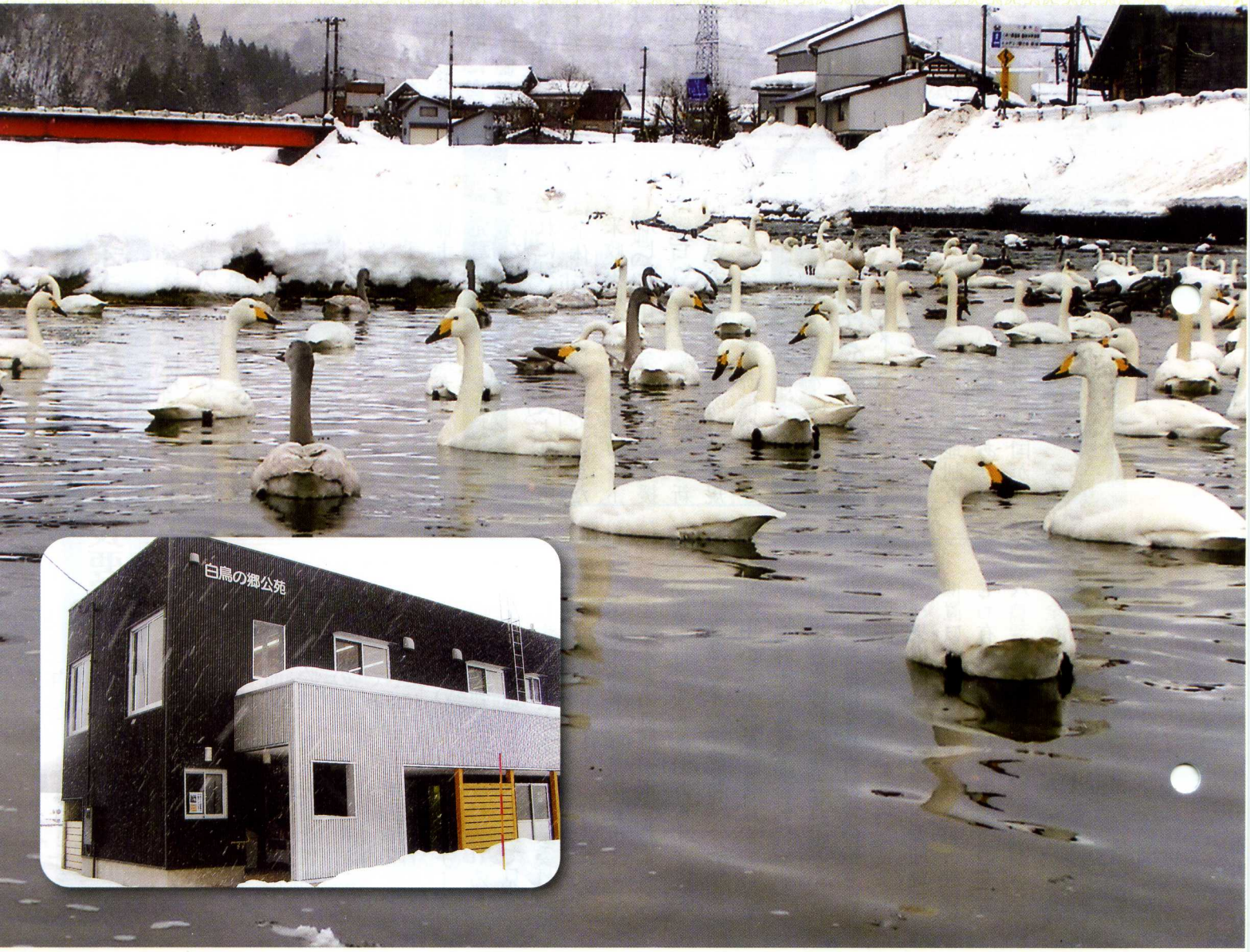

再会

白鳥は、北極圏の凍土地帯で生まれ、ユーラシア大陸のほぼ全域へと渡り、朝鮮半島や中国大陸にも多くの飛来地があります。

日本列島には6万羽あまり飛来します。このうち1万2千羽ほどが新潟平野で越冬生活を送ります。

下田地区の五十嵐川に初めて飛来したのは昭和61年の冬だそうです。湖や池ではなく川に飛来するのは珍しいと言われています。その理由として川の流量が安定し水位の変化が少ないことから居ついたと言われており、今では４００羽前後越冬するそうです。

三条市の農地が守られ、自然いっぱいの環境があるからだと思います。

（金子）

調査部会を振り返って

第3調査部会長
村井 善一郎

第3調査部会長について早いもので3年の任期も、残り少なくなりましたが、省みますと平成26年度は稲作農家にとっては戸別所得補償制度に変わり経営所得安定対策の交付金の半減、大幅な仮渡金の引き下げ、農産物の価格の低迷、資材費の高騰で農業経営を巡る情勢は厳しいものになり農家の経営も大きく変わろうとしております。また農政もTPPの交渉、農地中間管理機構の推進、農業農村の再生に向けた農協改革、農業委員会制度、組織改革の大幅な見直しが予定され農家農村が大きく変わろうとしております。部会では研修会、意見交換を行い日々変化する農政の正確な情報をお伝え出来るよう取り組んでまいりました。又農地の利用集積、遊休農地のパトロール、意向調査の実施などの活動を通じて若い担い手の人々が夢を持って農業が出来る事を願っております。

三条市農林関係 市長要望を行いました

農業委員会では11月10日國定市長に、野崎会長ほか6名で、平成27年度農林関係施策要望を行いました。

最初に野崎会長より要望書全文を読み上げ、次の3点について重ねて要望をしました。

・担い手の確保対策
・農林土木事業の拡充
・認定農業者が農業を維持できるような支援策

これに対し、國定市長より要望書は全体として検討していきたい、米政策については国がコントロールしており三条市独自の支援策は難しい、市としては農家の新たな担い手の確保や市内外の新規就農者について農業所得が250万から400万を確保できるような支援に取り組んでいきたい、等々回答がありました。

また、市長もメンバーになっている地方六団体のプロジェクトチームで検討している「農地制度のあり方」について発言があり、

・守るべき農地面積全体は国が決めているが、この中で三条市が守るべき農地面積がはっきりしない。
・守るべき農地面積を市町村単位で積み上げ、その上で国とのすり合わせが必要であり、守るべき農地面積をはっきりとした上で農振除外・農地転用を判断し、その権限は全て市町村に移すべきである。
・このことについては農水省の抵抗が大きいがプロジェクトチームの意見を農水省が受け入れると全ての農地をゼロベースで見直しする必要があり、農業委員会の事務が非常に増えることになるので事務局機能の拡充も必要になるとの見解が示されました。

要望項目は次のとおりです。

一 地域農業の活性化対策について
二 担い手の確保・育成について
三 農林土木施設の整備について
四 米政策改革の着実な推進について
五 地産地消・食育教育の推進について
六 果樹栽培農家に対する助成措置について
七 有害鳥獣駆除対策について
八 「環境にやさしい、安心・安全な農業」について

（廣川）

下限面積（別段面積）について

農業委員会では、2月総会において、下限面積設定の必要について、検討した結果、

①2010農林業センサスでは、管内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約3割であること。

②農地利用状況調査の結果、管内の荒廃農地率は、0・12%と低い状況であることから別段面積を設定せず、下限面積を「50アール」とする決定となりました。

農業委員会委員一般選挙のお知らせ

今年は農業委員会委員の改選で、
次の日程で一般選挙が行われます。

○選挙期日の告示　4月19日(日)
○投票日　4月26日(日)

《参考》選挙による委員の定数 …… 30人

選挙区	区　域	選挙すべき委員の定数
第1選挙区	合併前の三条市の区域	12人
第2選挙区	合併前の栄町の区域	9人
第3選挙区	合併前の下田村の区域	9人

農地台帳と地図を公表

平成25年12月の農地法一部改正（平成26年4月施行）により、インターネットや農業委員会窓口などで、農地台帳情報が公表されることになりました。ただし、その項目によりインターネットで公表するもの、農業委員会の窓口でのみ公表するものに分類されます（下表参照）。

インターネットによる公表は、全国農業会議所が構築する情報公開システムにより、航空写真等と併せて一元的に公表します。

公表は平成27年4月からの予定です。また、市街化区域内の農地は、農地台帳に記録されているすべての事項について非公表となります。

（※三条市内で、市街化区域に指定されている地区はありません）

◆農地台帳の公表項目◆

【インターネットで公表】

所在、地番、地目および面積
貸借権等の種類・存続期間
耕作者ごとの整理番号
遊休農地の措置の実施状況
貸付けに関する所有者の意向
農振法・都市計画法等の区域区分
機構が借りている農地かどうか

【農業委員会の窓口でのみ公表】

所有者の氏名・名称
賃借人等の氏名・名称
耕作者の氏名・名称

【非公表】

所有者の住所
賃借人等の住所
借賃等の額
権利移動に係る手続の根拠法
納税猶予の適用状況
その他必要事項

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
発行日　毎週金曜日（月４回）
購読料　月額７００円（送料・税込）
平成27年４月から
申込先（毎月15日までの申込みで、翌月から送付いたします。）

農地パトロールを実施

農業委員会では、26年度農地パトロール（農地利用状況調査）を前期7月31日と後期10月31日の2回にわたり、三条・栄・下田地区にて

①過去に実施した調査において遊休農地とされた農地の再生状況及び再生後の利用状況調査

②新たな遊休農地

の2点を重点調査事項として実施しました。今、農業については

・「高齢化」平均年齢は66才を超えた

・「後継者・担い手不足」

・年々増え続ける「耕作放棄地」全国で滋賀県に匹敵する40万ヘクタール

等々農業問題を語る枕詞としても前々から議論されていますが一向に改善の兆しは見えてきません。

これからも色々の問題が発生することと思いますが、各地域の皆さんが積極的に参加発言をして、集落の環境維持向上に注目しながら行動し、遊休農地減少に向けて意見を出し合いながら活動していくことが一番望まれます。

（内山）

農地移動適正化あっせん事業

農地について、「売りたい」「買いたい」「貸し付けたい」「借り受けたい」などの農地移動のあっせんは農業委員又は農業委員会へ申し出ください。

●事業要件（売買に関連して）

①農振農用区域内の農地であること。

②譲受人が譲受後の経営面積が基準面積以上であること。

地区別	経営基準面積
三条地区	160a
栄地区	180a
下田地区	110a

※経営基準面積以下でも、農業従事者1人当りの農業所得が200万円を超える場合は、基準相当とみなします。

③譲受人が農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業を営む者であること。

④売渡し又は貸し付けの相手方を指定しないこと。

⑤実質的な契約がなされてないこと。

⑥不動産業者等が介入してないこと。

⑦その他あっせん事業の対象として不適切な事実がないこと。

●優遇措置

①農地等を譲渡した場合所得税の800万円特別控除

②譲受人は登録免許税や不動産取得税の軽減

③所有権移転手続きは農業委員会が行う

医は食に、食は農に、農は自然に学べ

三条まんま塾

これは、熊本県にある菊池養生園の竹熊宣孝医師の言葉であり、三条まんま塾（食と農の連携協議会）のスローガンです。心身の健康は食に由来し、食は農業に支えられ、農業もまた、豊かな自然の一部である、という教えです。健康づくりも食育も、農業振興も環境保全もバラバラには進まない、それぞれの分野が手を取り合って、人々が健康で地域農業が豊かな〝住みよいまち〟の実現を目指す、それが三条まんま塾の理念です。

平成21年3月制定の「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」は、市民一人ひとりが食や農を自分の問題ととらえ、行動を変えることを目指し、それには、さまざまな立場の、より多くの市民の理解と連携が欠かせません。平成22年2月の三条まんま塾の設立により、「食べる」と「つくる」がつながり、あらゆる分野との連携が可能となり、理念実現に向けた具体的行動の一つ「地産地消」が様々な場面で進み始めました。

現在の会員数は、個人が224人、団体23、企業36です。農業関係者をはじめ、医療、福祉、教育、行政機関、また、市場やスーパー、食品会社、料亭やホテル、酒造など、幅広い分野の団体、企業が会員です。そして、多くの個人の消費者も参加しています。

実動部隊となって活動を進めるのは、会員の中から選出した幹事と呼ばれる30人ほどのメンバーです。地域で地産地消が進む仕組みづくり、食や農を楽しく学べるイベントの開催、市民の関心を高める啓発活動を中心に、幅広い活動を展開しています。

毎年恒例の〝田の草取り〟には、親子連れなど50人ほどが参加します。「栄然酒会」と連携したこのイベントは、有機栽培米の田んぼを舞台に、田植え、草取り、稲刈りなどを体験し、農業を身近に感じてもらうものです。「土がくにゅう～ってしておもしろい！」と、泥だらけになる子どもたちに大人もつられ、笑顔です。

その他、果樹の栽培体験や地産地消バイキング、農産物展示会、「川から学ぶ米の価値」と題した水源施設をめぐるツアー、カレンダー作成など、さまざまな視点で活動を盛り上げています。

活動5年目 県知事賞を受賞

昨年8月、大変嬉しいニュースが入りました。第18回新潟県環境保全型農業推進コンクールで、三条まんま塾の生産者と消費者をつなぐ活動が評価され、見事、最優秀の県知事賞に輝き、北陸農政局でも優良賞に選ばれました。設立5周年、試行錯誤しながら“住みよいまち”を目指して進めてきた活動がこのように評価されたことは、会員にとって非常に励みになる出来事でした。

節目となる5年目の新たな挑戦は、より多くの方々との連携です。その一歩として現在進めているのが「食と農で元気アップ支援プロジェクト」です。食や農を通じた「あんなことしたい！こんなことしたい！」というアイディアを募集し、支援しながら活動を広げていきたいと考えています。

「食べること」に関係ない人はいません。ぜひ、多くの方に三条まんま塾に参加いただき、これからの食を、健康を、農業を一緒に考えていただきたいです。今後の活動にもご注目ください。

（田邉）

賞状

最優秀賞

三条まんま塾様

貴団体は第十八回新潟県環境保全型農業推進コンクールにおいて優秀な成績をおさめられましたので賞します

平成二十六年十月十六日

新潟県知事 泉田裕彦

三条まんま塾会員募集

どなたでも大歓迎！

年会費	
個人	団体・企業
1,000円	10,000円

【問い合わせ】
事務局　三条市健康づくり課食育推進室
電話 0256-34-5511（内線 242）

農産品の価値を伝えたい！

直売所と産直カフェ

国道8号線沿いの「つばさんフルーツ通りふるふる」（南波友美店長）では、農産品ほとんどに複数品種が用意されています。フルーティストと呼ばれる店員さんが、その品種ごとのこだわりや味の違いをポスターや言葉で説明してくれます。

因みにナシの「新興」は3月を過ぎても店頭に並んでいて、これも農家さんのこだわりで、長く保存するコツがあるのだそうで、味は酸味が抜けた分、甘みが増しているそうです。

品揃えは農産品と加工品共に、燕、三条、田上、弥彦、白根、中之口など県央近郊からの商品が多く、特に県央地区のこだわりの農産品がこのお店にくればほとんど手に入るといった感じがしました。

これからも、もっと農産品の品揃えを増やし、その価値をお客様に伝えていくことが今後の課題だそうです。

（大竹）

←産直カフェ「otomo」

こだわりの商品を提供する、大島地区を中心とした生産農家さん（約90戸）

新潟県農業会議創立60周年記念
ベトナム農業事情視察研修に参加して

内山敏雄

この度新潟県農業会議の60周年事業として開催された、ベトナム視察研修に参加させて頂き、感謝とお礼を込めて報告いたします。

この先10年が海外旅行に行ける限界と思い、又毎年行ける訳ではないので、今回行って自分の目で見て、何年か後にもう一度ベトナムの変化、成長、発展を肌で感じたいとの思いで参加しました。

1月18日に羽田空港より22日までの4泊5日の旅程を総勢18名で、飛行時間6時間、時差マイナス2時間のハノイ空港を目指しました。ベトナムの体制は社会主義国で経済は資本主義の道をたどっています。人口9500万人、面積は日本の国土から、四国の面積を引いた位です。タテ長の北から南まで2000kmのS字型の細長い、南シナ海に面している国です。

首都は北部のハノイ市（人口400万人）ですが一番の大きい都市は南部のホーチミン市（人口600万人）です。ハノイの120km隣のハイフォン市（200万人）が3番目に大きく、私達は4泊5日の内、中3日間をハノイ市、ハイフォン市を視察しました。

ハノイ市にはジャイカ研究員が駐屯されており、ベトナム情勢や農業政策などの説明を受け日本の資金や技術援助で、近代化には欠かせないし、対日感情は大変友好的であり、今後も一層の交流を望んでいるとのことでした。農地は国の所有であり、農家は使用料を支払って耕作し、面積は20a前後で個々では機械化は進まず手作業が主体の米作りです。南部のメコンデルタ地帯は面積が多く、機械が入り始めており日本の中古機援助を期待している様子でした。

新潟県とハイフォン市は平成25年4月に、ハイフォン市出身のフン駐日ベトナム大使が来県され、知事を表敬され、秋の10月には逆に森副知事を団長とする訪問団を派遣し、今現在県庁にベトナム国際交流員として、グエンさんを任用しています。ハイフォン市の方が農地が多く米のほか、果物・野菜が栽培されています。滞在した一月は刈跡の稲株があったり、耕起中の田あり、代かきし田植え間近の田とさまざまで、田植えの中心時期は2月中旬から3月で、マイペースでのんびりと米を作っている感じです。

一回の収穫量はインディカ米で500kg穫れます。北部は2期作で南部は3期作ですので日本の2～3倍の収穫高で主食は米と米粉麺で世界第2位の米の輸出国ですが、全部手作業ですので機械を買うお金もいらず保存する必要もないので自給以外は、全量販売できる強みがあると言えます。大部分の農家は兼業ですのでバイクが必需品です。ベトナム全土で500万台以上走っているとのことですし生産労働人口（20才～40才）の比率がものすごく多い上に国民性は勤勉でフランスの植民地解放後300年間外国の侵略戦争に一回も負けなかったという誇りを持ち日本国、日本人に友好的な国柄というベトナム感を持ちました。最後に研修に参加できた環境を与えて下さった方々に感謝を申し上げます。

三条市賃借料情報

◎標準小作料制度は平成２１年の農地法改正で廃止されました。
賃借料情報は、実勢の数値であり、賃借料決定の参考として提供するもので、以前の「標準小作料」とは違い、拘束力はありません。
◎賃借料を決める際には、対象の農地の収穫量、生産物の価格、 圃場条件、土地改良費など個々の状況を考慮して、貸し手と借り手双方で十分な話し合いを行い、納得のうえで決めてください。

平成26年１月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料（10アール当り）は、以下のとおりとなっております。

田（水稲）　　（金額単位：円）

締結（公告）された地域名	締結総件数	平均額	最も多い締結額		最　高		最　低	
			件数	締結額	件数	締結額	件数	締結額
三条地域全域	306	20,500	181	21,100	7	30,000	1	5,000
栄地域全域	129	22,500	64	23,500	1	35,000	1	5,000
下田地域全域	80	12,700	13	16,000	1	21,000	1	3,600

※データは、個人・法人が金銭で締結した件数（物納は除く）を集計したものです。
※平均の金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
※畑についての情報は、締結件数がごく少ないため掲載しておりません。

平成26年　賃借料締結額集計

締　結　額	件　　数		
	三条地域	栄地域	下田地域
~5,000円	1	1	3
5,001~7,500円	1	1	3
7,501~10,000円	11	1	14
10,001~12,500円	2	2	18
12,501~15,000円	8	1	23
15,001~17,500円	8	0	16
17,501~20,000円	23	18	2
20,001~22,500円	234	11	1
22,501~25,000円	10	89	0
25,001~27,500円	1	2	0
27,501~30,000円	7	1	0
30,001円~	0	2	0
計	306	129	80

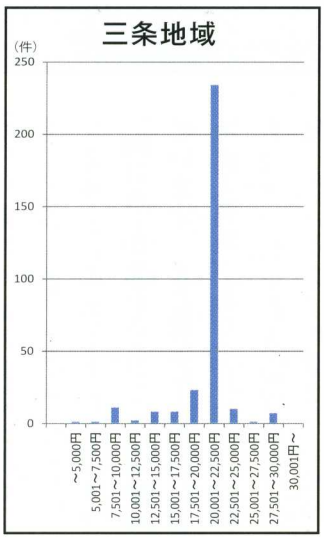

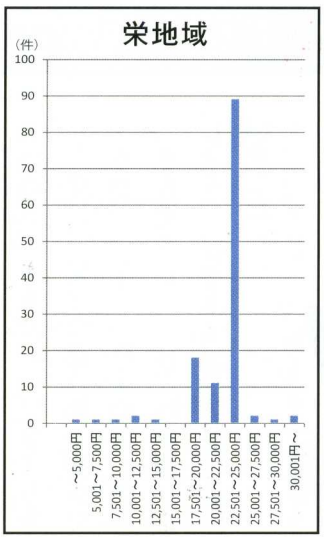

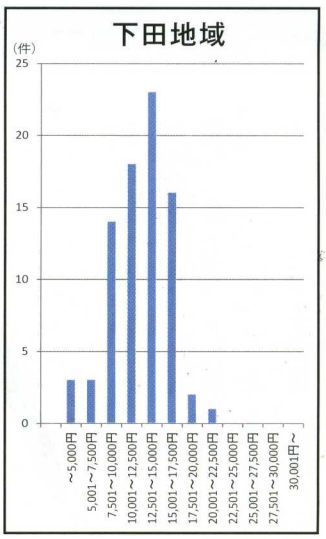

●申請書の締切日は毎月10日です

農地の所有権移転の許可申請や農地転用許可申請などの締め切りは毎月10日（10日が休日の場合は前日又は前々日）となっています。

農地の売買、貸借などの締め切り日

農地法第３条、４条、５条、基盤強化法関係
4月10日㈮ 5月8日㈮
6月10日㈬ 7月10日㈮
8月10日㈪ 9月10日㈭

総会開催日（予定）

4月30日㈭ 5月29日㈮
6月30日㈫ 7月31日㈮
8月31日㈪ 9月30日㈬

平成27年度　農作業賃金・機械作業料金等標準額

平成27年度の農作業賃金及び機械作業料金等の標準額を次のように定めましたので、お知らせします。

平成27年３月

※農業委員会で設定した賃金及び機械作業料金等は標準額です。

※ほ場の条件等により、双方の話し合いで決めて下さい。

※機械作業料金・機械運搬料及び育苗の金額は消費税込みの料金です。

	区分	単位	金額 三条地域	金額 栄地域	金額 下田地域	備考
賃金	一般作業	8時間	円 7,600	円 7,600	円 7,600	果樹作業は8,000円 学生アルバイトは5,800円
機械作業料金	耕起	10ａ当り	6,700	6,700	6,200	
	代かき	10ａ当り	7,700	7,300	6,500	
	機械田植	10ａ当り	7,200	6,200	6,000	機械植えのみ
	農薬散布	10ａ当り	720	720	720	薬剤費用は別途
	機械田植側条施肥	10ａ当り		6,800		
	コンバイン刈取	10ａ当り	20,600	20,600	19,100	倒伏等の場合は、両者協議
	籾運搬費	10ａ当り	1,650	1,650	1,650	
	乾燥・調整	60kg当り	1,850	1,850	1,850	包装袋を除く
	機械あぜ塗り	1ｍ当り	36	36	36	あぜの片面塗り
機械運搬料	トラクター コンバイン 田植機運搬	10kmまで	6,480			1　市内片道料金 2　キャリアカー運搬
		15kmまで	8,100			
		20kmまで	10,800			
育苗	稚苗硬化苗	1箱当り	770	770	770	

編集後記

平成27年が明けて3月を迎え、農作業が忙しくなる時期になりました。

さて農業委員会だより「向日葵」が、今期最後の発行となり編集委員一同ほっと胸を撫でております。皆様にご満足頂けましたでしょうか、来期は新しいメンバーでより良い内容の委員会だより「向日葵」が発行されることを願っています。また新年早々食品に異物混入問題がありましたが、農家も今まで以上に安心安全に気を配っていかなければなりません。米価の下がる中でいかにコストをかけずに、安全な農作物を提供できるか、三条産の農産物は一味も二味も違うぞと、言う物を作りましょう。最後までご愛読有難う御座いました。

（渡邉）

委員長　大竹　正信
副委員長　田邉　稔　金子　純一
委員　廣川　哲也　渡邉　一英
内山　清　阿部新一郎
阿部眞佐雄　蒲澤　正

三条市農業委員会編集・発行
〒955-8686　三条市旭町二丁目３番１号
電話(34)5511　FAX(33)7250
Eメール　nouji@city.sanjo.niigata.jp
ホームページアドレス
http://www.city.sanjo.niigata.jp/nouji/index.html